

# 第10回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

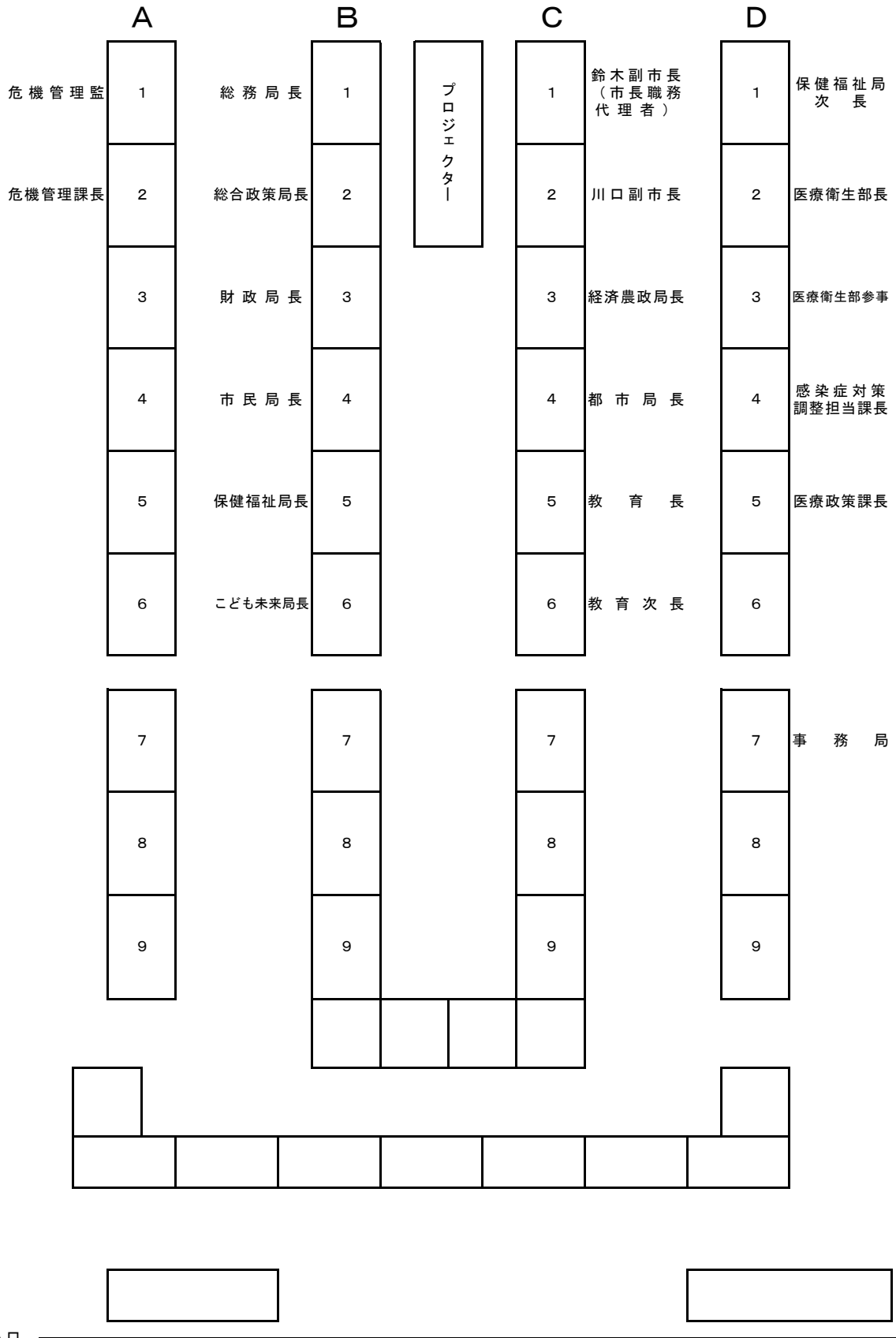
日時 令和3年3月19日（金）10：00～  
場所 本庁舎3階 第一会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 本部長指示
- 3 議事
  - (1) 各部等からの報告
  - (2) 今後の対応
- 4 閉会

# 新型コロナウイルス感染症対策本部会議席次表（第10回）

令和3年3月19日  
第一会議室



入口

入口

プロジェクト

鈴木副市長  
(市長職務代理者)

保健福祉局  
次長

医療衛生部長

医療衛生部参事

感染症対策  
調整担当課長

医療政策課長

事務局

# 新型コロナウイルス感染症に関する情報（週報）



千葉市のデータは千葉市民に関するもの

3月18日版

## 直近1週間の状況（先週比）

<b>千葉市 新規感染者数</b> （人口10万人あたり）3月10日～3月16日累計	12.6人（+1.1人）
<b>千葉市 陽性率</b> （1週間平均）3月8日～3月14日 ※	4.3%（+1.4 <sup>ポイント</sup> ）
<b>千葉県 陽性率</b> （1週間平均）3月7日～3月13日 ※	5.6%（+1.3 <sup>ポイント</sup> ）

※陽性率は速報値のため、後日更新される場合があります。

## 新規感染者の状況（先週比）

<b>千葉市 現在の感染者数</b> 3月16日時点	<b>重症</b>	2人（±0人）
	<b>中等・軽症等</b>	165人（△1人）

## 病床の状況

<b>千葉市の病床数から見た状況</b> （ステージ0～4）3月14日時点	<b>ステージ 4</b>
<b>千葉県の病床確保計画</b> （フェーズ1～4-2）3月14日時点	<b>フェーズ 4-2</b>
<b>千葉県 病床使用率</b> 3月10日時点（先週比）	44%（△3 <sup>ポイント</sup> ）
<b>千葉県 重症病床使用率</b> 3月10日時点（先週比）	24%（+1 <sup>ポイント</sup> ）

## 市民のみなさまへのお願い（3月18日）



- 緊急事態宣言が3月21日まで再延長されました。
  - ①日中も含め外出自粛（生活に必要なものだけに、夜20時以降は特に自粛を）
  - ②飲食時、食事中は黙って、会話の際はマスクを着用すること
  - ③感染予防についての不確かな情報に惑わされないこと
  - ④適切な感染予防対策と運動で心身の健康維持に努めることをお願いいたします。
- 謝恩会・歓送迎会・お花見・春休みの外出等のシーズンを迎えていますが、特に同居家族以外の方との会食や飲食・ホームパーティー・旅行は控えましょう。
- 感染拡大防止のため、市施設の夜間利用を停止するとともに、引き続き休館・利用制限等を実施しています。また、イベントや講座等は中止や延期となる場合があります。ご利用予定の方はホームページをご覧ください。施設や主催者にご確認ください。

施設・  
イベント  
情報

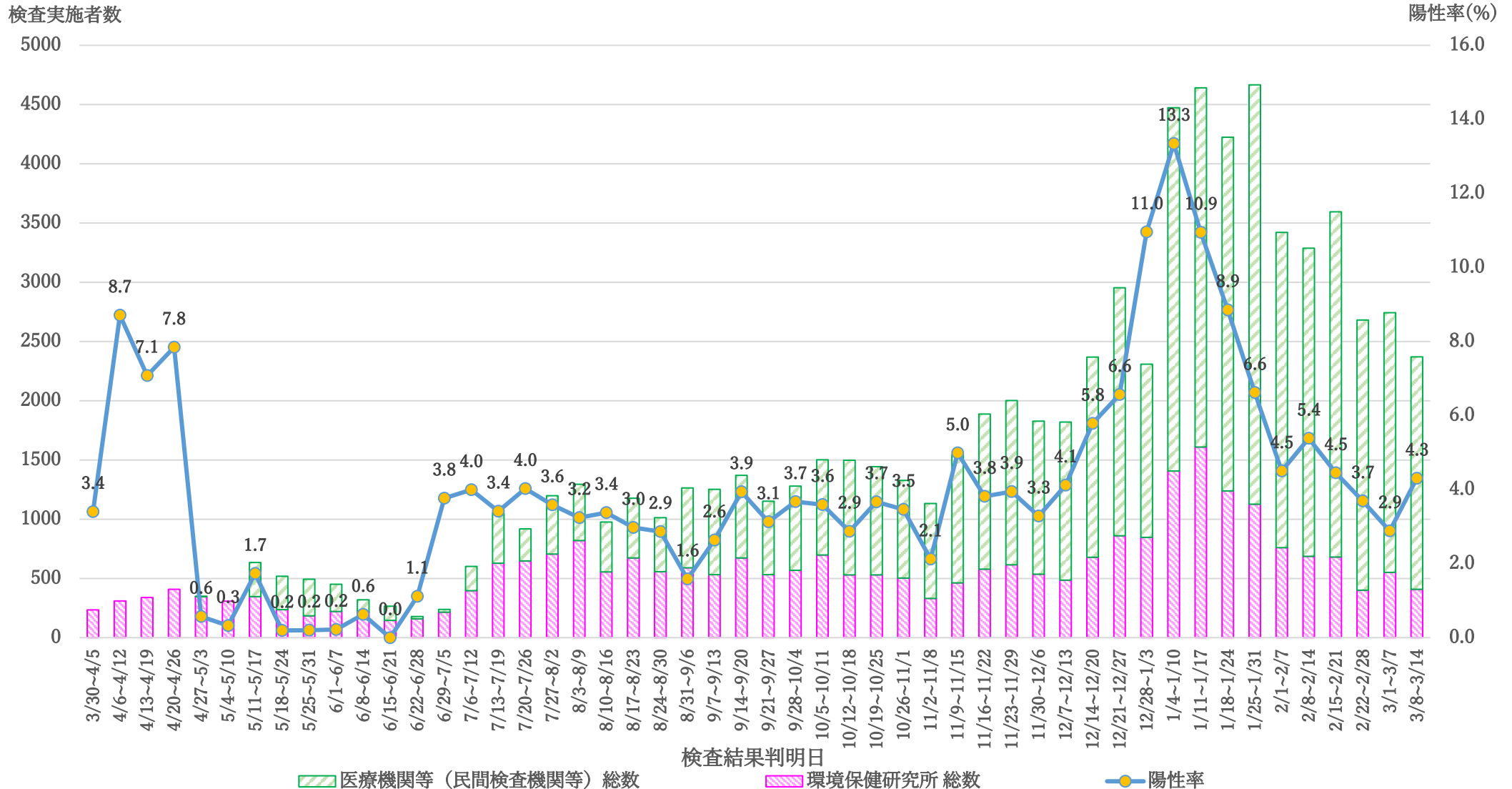


**感染拡大防止のために控えていただきたいこと（例）**

友人と公園に集まり、お酒や食べ物を持ち込んで宴会をする。

# 市内の検査場所別の検査実施数及び陽性率

3月14日時点

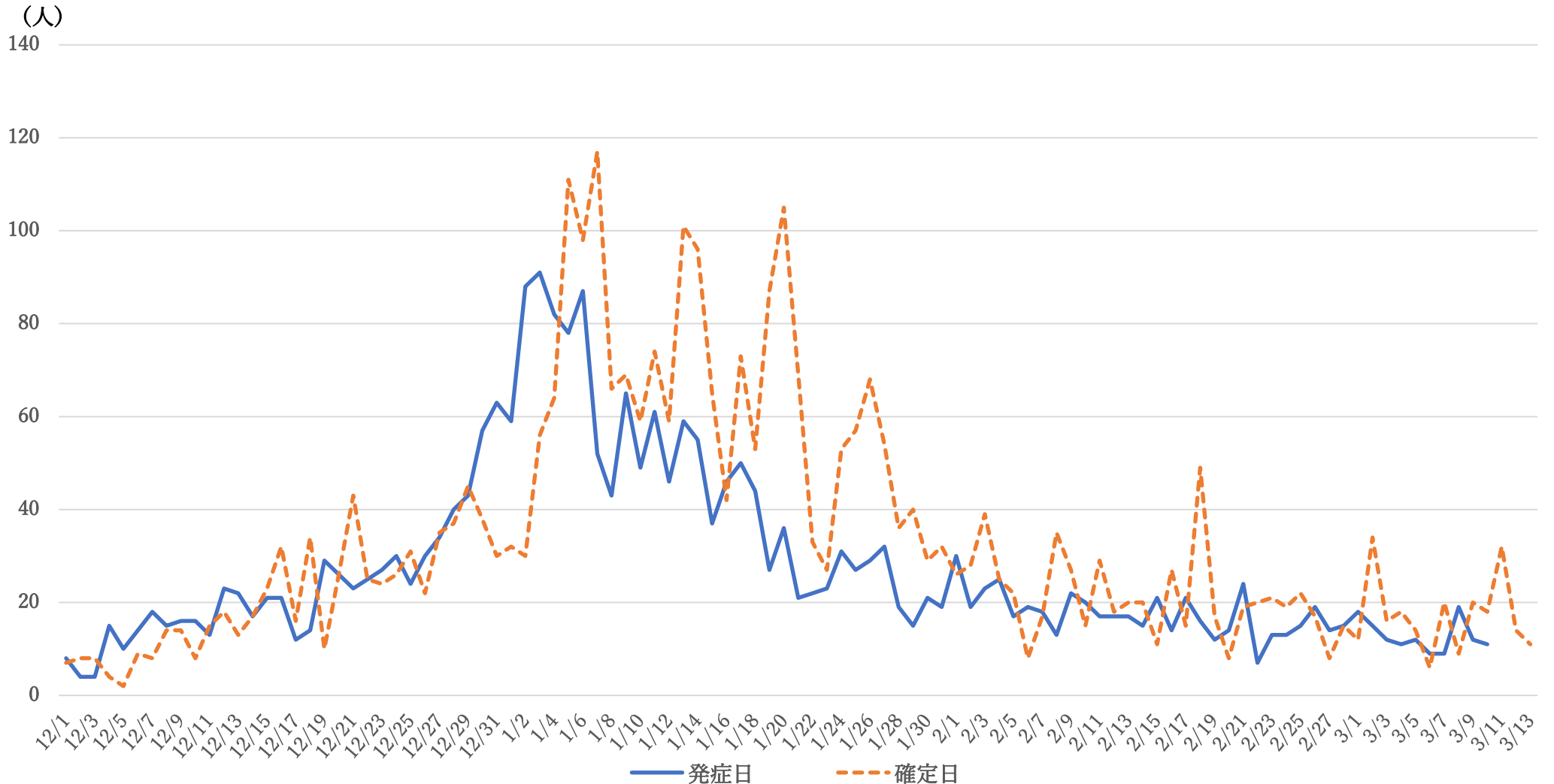


※医療機関等（民間検査機関等）の検査実績等は、報告までにタイムラグがあるため、上記のデータは速報値です。後日、数値が更新される場合があります。

# 感染者数（発症日・確定日別）



3月16日発表分まで

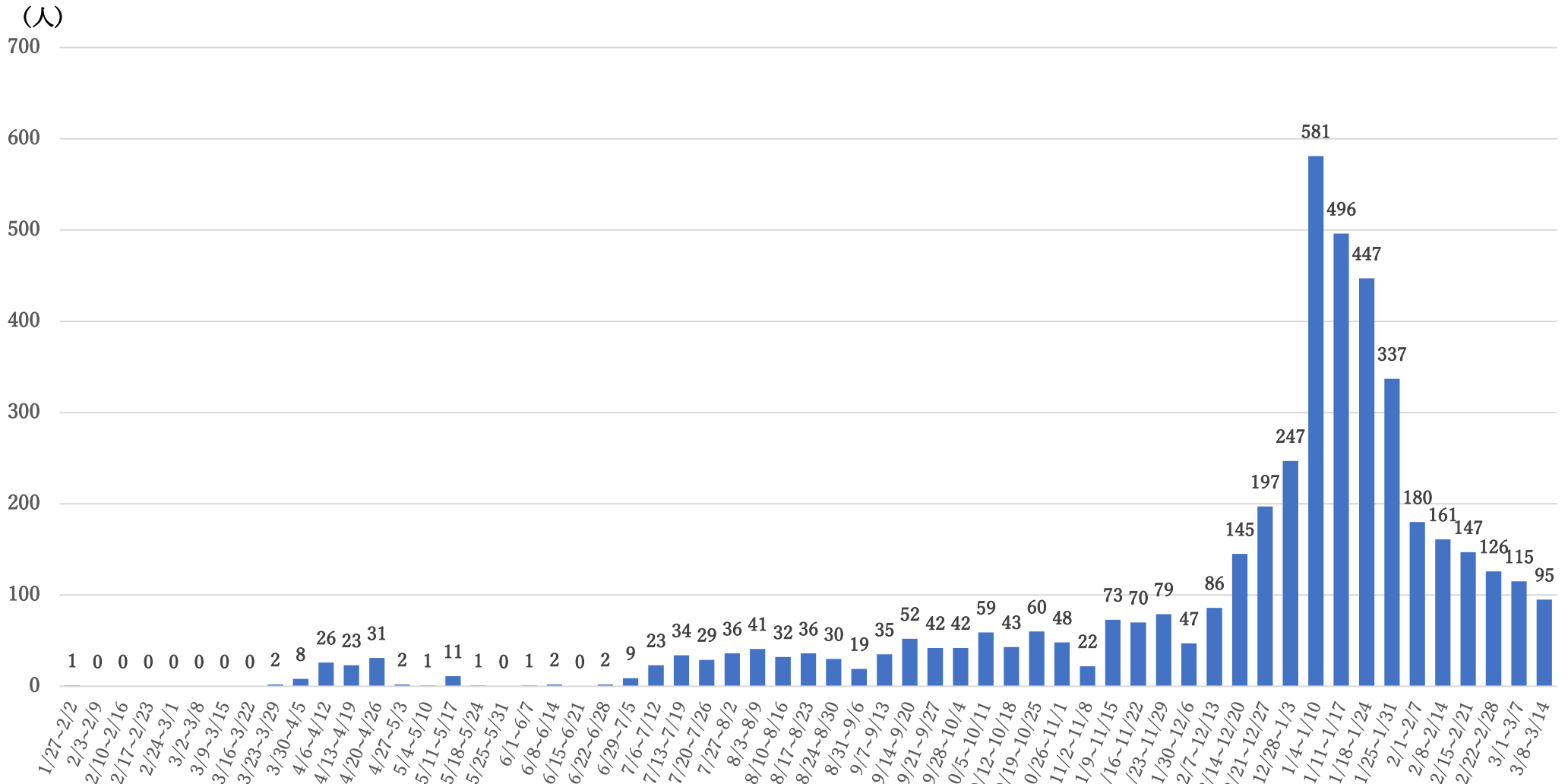


※公表済みの人数のみを集計しているため、後日更新される場合があります。

# 市内感染者の発生状況（確定日）



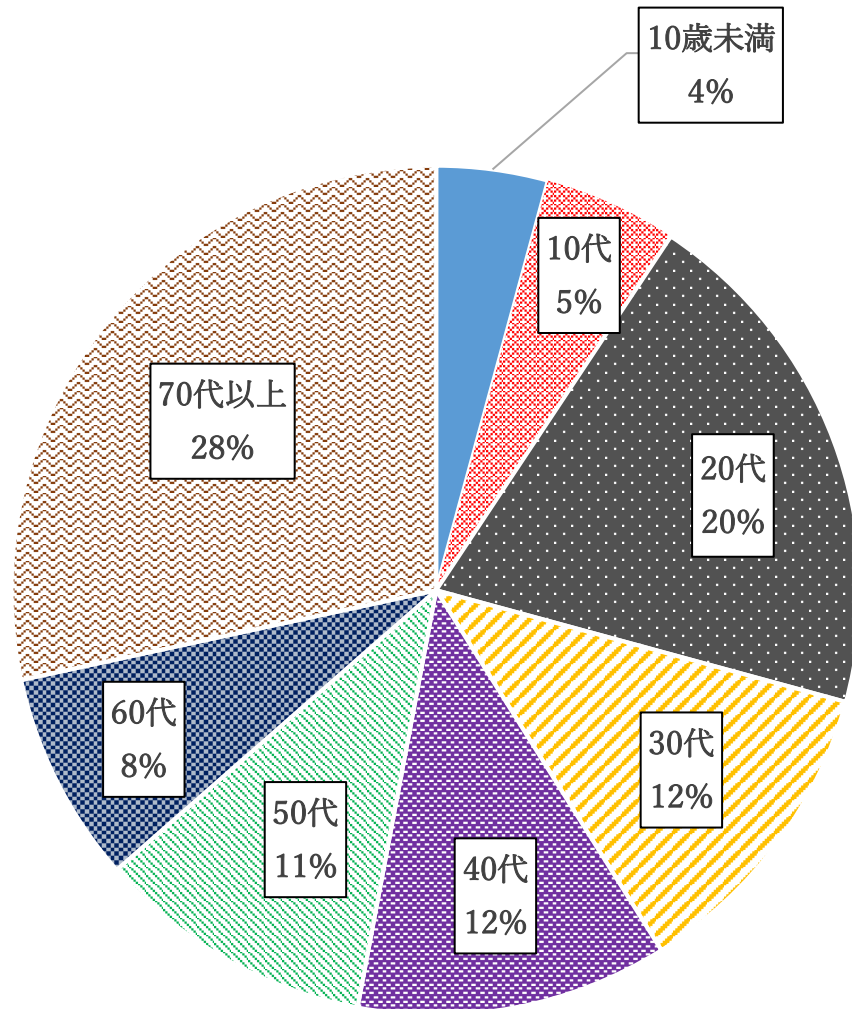
3月14日時点



※公表済みの人数のみを集計しているため、後日更新される場合があります。

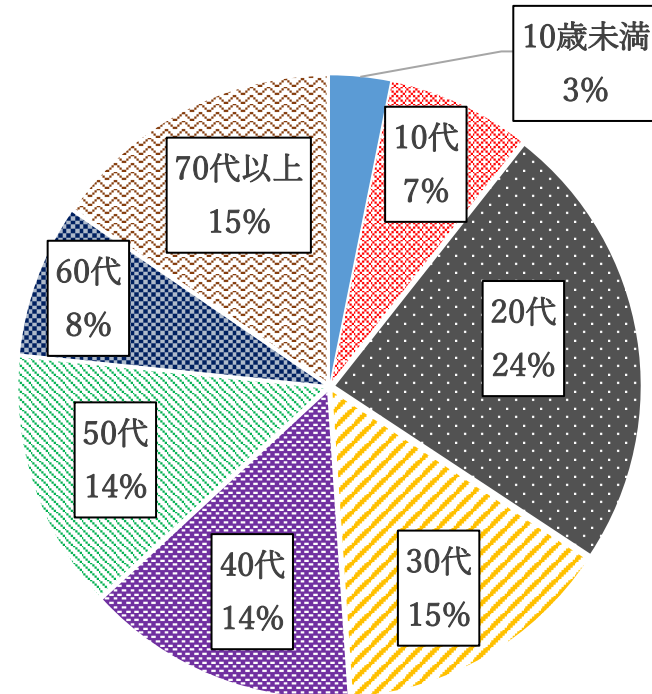
# 感染者の年代別内訳

直近2週間（令和3年3月1日～3月14日）



ここ2週間は、高齢者施設での集団感染の発生により、70代以上の割合が多くなっています。

参考：全期間（令和2年1月31日～令和3年3月14日）

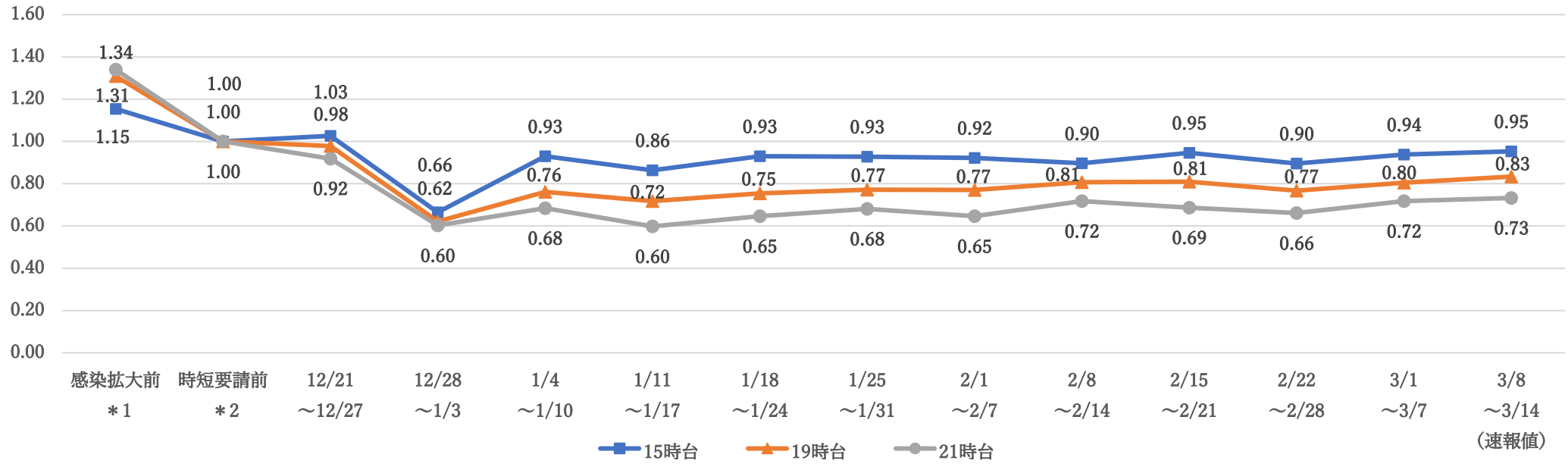




# 人流データ（千葉駅周辺の人の流れを1週間単位で集計したもの）



3月14日時点



千葉駅周辺	感染拡大前 *1	時短要請前 *2	12/21 ~ 12/27	12/28 ~ 1/3	1/4 ~ 1/10	1/11 ~ 1/17	1/18 ~ 1/24	1/25 ~ 1/31	2/1 ~ 2/7	2/8 ~ 2/14	2/15 ~ 2/21	2/22 ~ 2/28	3/1 ~ 3/7	3/8 ~ 3/14 (速報値)
15時台	1.15	1.00	1.03	0.66	0.93	0.86	0.93	0.93	0.92	0.90	0.95	0.90	0.94	0.95
19時台	1.31	1.00	0.98	0.62	0.76	0.72	0.75	0.77	0.77	0.81	0.81	0.77	0.80	0.83
21時台	1.34	1.00	0.92	0.60	0.68	0.60	0.65	0.68	0.65	0.72	0.69	0.66	0.72	0.73

データ提供元: 株式会社Agoop

\*1 新型コロナウイルス感染症対策室(内閣官房)のウェブサイトに準拠し、2020/1/18~2/14の平均値と基準値\*2との割合とする。

\*2 2020/12/14~2020/12/20の平均とし、この数値を基準とする。

\*3 月~日を1週間とし、その平均値と基準値\*2との割合とする。

各時間帯とも、1月8日の緊急事態宣言を受けて人の流れは少なくなっていますが、感染拡大防止のため、さらなる外出自粛が求められています。

# 新型コロナウイルス感染症対策本部（第58回）

日時：令和3年3月18日（木）

17時30分～17時50分

場所：官邸2階 大ホール

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

#### （1）新型コロナウイルス感染症への対応について

### 3. 閉 会

（配布資料）

- 資料1 厚生労働省提出資料
- 資料2 基本的対処方針等諮問委員会会長提出資料
- 資料3 新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了
- 資料4－1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（案）
- 資料4－2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更案（新旧対照表）
- 資料5－1 「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（概要）
- 資料5－2 「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（案）
- 資料6 「緊急事態宣言解除後の経済支援策の全体像」
- 資料7 内閣官房（副長官補室）提出資料

# 最近の感染状況等について

令和3年3月18日(木)

厚生労働省

## <感染状況について>

- ・ 全国の新規感染者数は、報告日ベースでは、1月中旬以降(発症日ベースでは、1月上旬以降)減少が継続していたが、3月上旬以降横ばいから微増が続き、直近の1週間では10万人あたり約6人となっており、リバウンドを起こさず、改めて減少傾向としていくことが必要。

実効再生産数：全国的には、1月上旬以降1を下回っていたが、直近では、1.04となっている(2月28日時点)。1都3県、愛知・岐阜では1を下回っているが、大阪・兵庫・京都、福岡では1を上回る水準となっている。(2月28日時点)

- ・【地域の動向】 ※新規感染者数の数値は、報告日ベースの直近1週間合計の対人口10万人の値

- ①首都圏(1都3県) 東京、神奈川、埼玉、千葉の新規感染者数はそれぞれ、約15人、約8人、約11人、約12人とステージⅢの指標となっている15人を下回っているが、他地域と比べても高い水準で、東京と埼玉では増加の動きが見られる。一方で医療提供体制は、これまでの新規感染者数、療養者数の減少に伴い、自治体での入院等の調整も改善が続き、病床使用率もステージⅣの指標を継続的に下回るなど負荷の軽減が見られる。
- ②関西圏・中京圏・九州(6府県) 緊急事態宣言の解除から2週間が経過。いずれも、これまでの新規感染者数、療養者数の減少に伴い医療提供体制への負荷の軽減が見られる。新規感染者数は、大阪、兵庫を除き各府県とも5人を下回る水準となっている。大阪、兵庫、京都、福岡では、3月上旬以降横ばいから微増となっている。緊急事態措置の解除と前後して、夜間の人流が増加しており、愛知、大阪、京都では若年層の感染の水準が高くなっている。また、関西では変異株の報告が増加している。
- ③上記以外の地域 一部の地域でクラスターが発生するなど再上昇の動きもあり注意が必要。特に、宮城、沖縄では、新規感染者数はそれぞれ、約14人、約13人と増加が続いている。

## 【変異株】

- ・ 英国、南アフリカ等で確認されその影響が懸念されるN501Yの変異のある変異株(VOC)は、現状より急速に拡大するリスクが高い。変異株に対して自治体による積極的疫学調査が行われる中で、変異株の感染者とクラスター報告数の増加傾向が見られる。

## <感染状況の分析>

- ・ 緊急事態措置区域の1都3県では、市民や事業者の長期間にわたる協力により新規感染者の減少が続いていたが、3月上旬以降、他地域と比べても高い水準で横ばいから微増。首都圏では、感染者数が多く、匿名性も高いため、感染源やクラスターの発生場所の多様化がみられ、不明な例も多い。年齢別に見ると、若年層の割合が高くなっており、人流の再上昇の動きも見られている。近畿圏含め、都市部では、既にリバウンドが生じ始めているのではないかとの指摘もある。
- ・ 宮城、沖縄では、20代、30代を中心とした感染拡大が見られているため、今後の推移に留意が必要。
- ・ クラスターは、医療機関と高齢者施設での発生が継続し、地域により飲食店でも引き続き発生している。また、カラオケに関連するクラスターも発生。
- ・ 変異株の感染が継続している中で、感染を再拡大させないための取組が必要。今後流行するウイルスは変異株に置き換わっていく可能性もあり、さらなる流行拡大につながるおそれに留意が必要。

## ＜必要な対策＞

- 感染のリバウンドの兆候をできる限り迅速に検知する方法を早急に構築し、対策につなげることにより新規感染者数の増加を抑え、医療提供体制を維持し、ワクチンを安定して接種できる体制の確保、また、変異株拡大等のリスクを低減させるための体制の確保が重要。
- そうした中で、緊急事態宣言の解除がリバウンドを誘発することへの懸念に留意が必要である。特に、首都圏では、感染者数が多く、感染が継続した場合の他地域への影響も大きい。感染の再拡大を防ぐためには、新たな感染者をできるだけ低い水準で長く維持することが必要である。そのため、地域の感染状況等に応じ、積極的疫学調査(感染源が不明であっても、リスク行動の有無にも着目することも重要)に基づく情報・評価を踏まえた対応など、さらに感染を減少させるために必要な取組を行っていくことが必要。既に緊急事態措置が解除された地域も同様の取組が必要。
- 感染を減少させるための取組に協力が必要なことについて、国、自治体が一致したメッセージを出していくことが必要。
- 会食における感染リスクを低減させるために、事業者の取組とともに、利用者の会食のあり方を周知することが重要。
- また、年度末から年度初めの恒例行事(卒業式、歓送迎会、お花見)などに伴う宴会・旅行はなるべく避けていただくように、改めて、効果的なメッセージの発信が必要。また、年度初めに関しては、入社や入学の際に、人の移動・研修を伴うことが多いため、感染拡大につながらないように留意が必要。併せて、カラオケに関係するクラスターが発生しており、改めてガイドラインの遵守の徹底に向けた働きかけが必要。
- 今後、再拡大の防止とともに次の波に備えた対応を行うことが重要。具体的には、①ワクチン接種の着実な推進、②変異株対策の強化、③感染リスクに応じた積極的な検査による早期探知や積極的疫学調査の再強化、飲食店及び高齢者施設対策の継続、感染拡大の兆しが見られた場合の機動的対応などの感染拡大防止策の推進、④新型コロナに対する医療を機動的に提供するための医療提供体制等の充実を確実に実施すること(引き続き必要な病床を確保するとともに、医療機関の役割分担の徹底や後方支援医療機関、退院患者を受け入れる施設等の確保等により実効的に病床を確保・活用し、一連の対応が目詰まり無く行われる体制の確保)などの取組が必要。

## 【変異株】

- N501Yに変異のある変異株については、その影響がより大きくなっていくことを踏まえ、その影響を抑えるための対応が必要。このため、先日示された変異株対策パッケージも踏まえ、①水際措置の強化の継続、②国内の変異株のサーベイランス体制の早急な強化(民間検査機関や大学等とも連携。国は自治体の検査数等を定期的に把握)、③変異株感染者の早期検知、積極的疫学調査による濃厚接触者および感染源の特定や速やかな拡大防止策、④変異株の感染性や病原性等の疫学情報についての評価・分析(N501Y変異以外のE484Kなどの変異を有する変異株についても実態把握を継続)と正確な情報の発信、⑤検体や臨床情報等の一体的収集・解析等の研究開発等の推進が必要。

# 医療・公衆衛生に支障をきたす 感染再拡大（リバウンド）の防止のために

基本的対処方針等諮問委員会会長

令和3年3月18日



## はじめに

- 2か月以上に渡った2度目の緊急事態宣言が終了する。
- しかし、緊急事態宣言の期間内であるが、すでに、首都圏を中心に「感染再拡大（リバウンド）」が生じ始めているのではないかとの指摘も出てきている。
- 「医療・公衆衛生に支障をきたすリバウンド」の防止が喫緊の最重要課題であることはいままでもない。
- ただし、人々の協力なくして、リバウンドは防止できない。これまで以上に人々の理解と共感を得るためには、まず、国や自治体が必要な対策を確実に実行することが重要である。
- その観点から、国や自治体が取るべき対策を中心に述べる。

## 緊急事態宣言の評価

- そもそも、新型コロナウイルス感染症は、文字通り“ゼロにすること”はできない。“小さな流行の山”はいつでも発生しうる。
- 緊急事態宣言の主な目的は、医療提供体制の負荷を取ることであった。
- 今回の緊急事態宣言の“急所を突いた対策”によって、新規報告数は短期間で減少（新規陽性者数8割減）し、病床の負荷が確実に改善され、効果があったと考えられる。
- ただし、首都圏を中心に感染減少は下げ止まり、一部では微増傾向になっている。

## 下げ止まり・微増傾向の原因

- 下げ止まり・微増傾向の原因は
  - ・いわゆる“コロナ疲れ”“緊急事態疲れ”
  - ・若年者の飲み会・高齢者の昼カラオケなど
  - ・昨年10月から指摘してきた“隠れた感染源”の存在の可能性（第13回分科会提言等）



## これからの対策が成功するための条件

○高齢者のワクチン接種前にリバウンドを生じさせない迅速性。

○これまでの“延長線上にはない対策”。

- ・“サーキットブレーカー”機能の構築
- ・まん延防止等重点措置
- ・“隠れた感染源”を探知する“深掘積極的疫学調査”
- ・無症状者に焦点を当てた重点的な“モニタリング検査”
- ・高齢者施設の職員に対する定期的な検査
- ・変異株PCR検査の拡大
- ・最大限の病床の確保・保健所の体制強化

○実行上の困難を乗り越える国及び自治体の強い意志。

なぜならば、以下のような困難が存在。

- 例
- ・保健所の体制強化（専門知識を有する人材が限られている）
  - ・情報の自治体間での共有（都道府県と保健所設置区市との連携は難しい）
  - ・自費検査機関との連携（事業運営のルールが異なる）

## 結論

- 人々の理解と共感を得て、「医療・公衆衛生に支障をきたすリバウンド」を防止するために、この数か月は、

“国や自治体が今まで以上に汗をかく局面”

- 解除後もこれまでの経験を踏まえた取組が必要。国・自治体は監視、検査等の体制を着実に整え、国民の行動変容への理解と協力を得ていく。
- 忘年会等での感染や帰省による世代間の伝播等を契機に生じたと考えられる急速な感染拡大については、年初から2か月半の間の緊急事態宣言により感染状況は改善。この間に特措法及び感染症法の改正法が成立し、ワクチン接種が開始される一方、従来株よりも感染性が増していることが懸念される変異株への感染が国内でも継続的に確認。
- 基本的な感染予防策の徹底が重要といったこれまでの経験で学んできたことを社会全体で共有することが必要。そして同じく、これまでの経験で明らかになった感染リスクの高い場（飲食の場、恒例行事など）に着目した戦略的な情報発信の強化とともに、正しい知識の普及、偏見・差別等の防止に向けた情報発信等を推進。
- 社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するため、国及び自治体において、1.～5.の取組を進める。コロナ禍の中での医療提供とワクチン接種の双方に対応する医療関係者の負荷を減少させ、地域の変異株の探知を的確に行えるようにするためにも、感染防止対策の徹底が必要。
- 特に、都市部から周辺地域へというこれまでの感染拡大の経過を踏まえるとともに、特に東京都を始めとする大都市部について、自治体と密接に連携し、感染拡大を防止するため、機動的に徹底的な対策を実施。

## 1. 飲食の感染対策

- ・ガイドラインの見直し・徹底による飲食店等における感染防止策の促進
- ・AIシミュレーションや新技術の導入による新たな感染防止策の促進
- ・クラスター対策の強化、改正特措法の活用などによる早期対応

## 2. 変異株対策の強化

- ・変異株を早期に探知し、積極的疫学調査と検査等によりクラスターの迅速な封じ込め、社会全体での変異株の感染拡大の防止を図る。
- ・変異株流行国に該当する国の早期拡大、国が運営するセンターによるフォローアップの充実、変異株流行国からの入国者に行う入国後3日目の検査の変更（抗原定量→PCR）、航空便の搭乗者数の抑制など水際措置の強化
- ・変異株スクリーニング検査での抽出割合を早期に40%程度まで引き上げ。民間検査機関・大学等と連携した変異株PCR検査・ゲノム解析の体制強化などを通じたサーベランス体制の強化、専門家派遣等の支援

## 3. モニタリング検査など感染拡大防止策の強化

- ・行政検査・モニタリング検査・民間検査を組み合わせた戦略的検査の実施
- ・感染拡大の予兆探知のためのモニタリング検査の実施
- ・保健所による感染源推定のための調査を含めた積極的疫学調査の強化
- ・高齢者施設の従事者等への積極的検査など高齢者施設対策の強化
- ・保健所の体制強化（人材育成・確保、専門家派遣等）

## 4. ワクチン接種の着実な推進

- ・重症化リスクや医療提供体制の確保等を考慮し、医療従事者等、高齢者や基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種を着実に推進
- ・ワクチンの有効性・安全性に関する情報収集・情報提供を推進

## 5. 医療提供体制の充実

各自治体で今回の感染拡大局面での課題を点検・改善し、次の感染拡大時に確実に機能する体制に進化させ、「相談・受診・検査」～「療養先調整・搬送」～「転退院・解除」まで、一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用される流れを確保

- ・次の感染拡大に備え、概ね4月中を目途に「検査体制整備計画」を見直し
- ・解除後も病床・宿泊療養施設の確保に万全を期すとともに、感染者が短期間に急増する場合の緊急的な患者対応を行う体制もあらかじめ検討し、早急に対応方針を定める。
- ・地域で一般医療とコロナ医療の両立について改めて協議し、病床・宿泊療養・自宅療養の役割分担の徹底や総合的な調整体制の整備により病床活用を効率化した上で、患者受入が実際に可能なコロナ病床・宿泊療養施設を確保。5月中までに「病床・宿泊療養施設確保計画」を見直し
- ・医療機関の役割分担の徹底、医療人材の確保、後方支援医療機関、退院患者を受け入れる高齢者施設等の確保や転院支援の仕組みの導入等により、実効的に病床を確保・活用することを徹底
- ・病床確保・活用の状況及び感染状況を適切にモニタリングし、感染拡大防止策に適時適切に反映
- ・宿泊療養の利活用促進に向けた好事例の横展開、パルスオキシメーターの確保など、宿泊療養・自宅療養を通じた療養環境確保のための取組の推進

## 緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応（案）

令和3年 月 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

## ◆総論（基本的取組）

新型コロナウイルス感染症への対応の中で多くの経験を積んできた。エビデンスに基づき急所を押さえた対策と国民の皆様の協力のおかげで、感染状況は改善し、今回の緊急事態宣言は終了するが、新型コロナウイルス感染症への対応はこれで終わりではない。流行の波は今後も起きうる。小さな波を大きな波としないよう、国及び自治体は、感染の監視、検査、調査、医療提供等の体制を着実かつ迅速に整えるべく全力を挙げて取り組む。その上で、国民の皆様に対しても、引き続き感染防止対策を社会経済活動の中で継続させていく観点から、これまでに得られた知見を活用し、「感染リスクの低い（望ましい）行動」を示した上で「感染リスクの高い（避けるべき）行動」も明確にしながらメッセージを発し、人々の行動変容への理解と協力を得ていく。

忘年会等での感染や帰省による世代間の伝播等を契機に生じたと考えられる急速な感染拡大については、年初から2か月半の間の緊急事態宣言により感染状況は改善した。この間に新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法の改正法が成立し、ワクチン接種が開始される一方、従来株よりも感染性が増していることが懸念される変異株への感染が国内でも継続的に確認されている。

冒頭に記したとおり、感染リスクの高い三密や飲食を伴う懇親会等いわゆる「五つの場面」を回避することや、マスクの着用、フィジカルディスタンスの徹底、手指消毒や換気の徹底等の基本的な感染予防策の徹底が重要といったこれまでの経験で学んできたことを社会全体で共有する必要がある。そして同じく、これまでの経験で明らかになった感染リスクの高い場（飲食の場、恒例行事など）に着目した戦略的な情報発信を強化するとともに、新型コロナウイルス対策に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止に向けた情報発信等を引き続き進める。

社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するため、これまで取り組んできた成果や知見、経験

を踏まえ、国及び自治体において、以下の取組を進める。コロナ禍の中での医療提供とワクチン接種の双方に対応する医療関係者の負荷を減少させ、地域の変異株の探知を的確に行えるようにするためにも、感染防止対策の徹底が必要である。

- 1 急所となる飲食に着目した感染対策
- 2 変異株の感染を早期に探知し、封じ込めるための対策の強化
- 3 モニタリング検査の拡大や高齢者施設の検査、保健所の体制強化など感染拡大防止策の強化
- 4 発症・重症化リスクを低減するためのワクチン接種の着実な推進
- 5 一般医療の機能を守りつつ機動的に適切なコロナ医療を提供するための医療提供体制の充実

特に、都市部から周辺地域へというこれまでの感染拡大の経過を踏まえるとともに、特に東京都を始めとする大都市部について、自治体と密接に連携し、感染拡大を防止するため、機動的に徹底的な対策を実施する。

## ◆各論

### 1. 飲食の感染対策

感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、ガイドラインの見直しの徹底、AIを活用したシミュレーション等、クラスター対策の強化、改正特措法の活用等による早期対応を行う。

#### (ガイドラインの見直し、徹底)

- 内閣官房、厚生労働省、農林水産省等の関係省庁が連携し、政府から求める感染防止対策（大声を出さず、会話の時はマスクを着用等）について、飲食店での広報などを実施し、飲食店側が利用客に対して働きかけやすくなるよう必要な取組を行う。

また、分科会提言等も踏まえ、飲食店ガイドラインの遵守徹底のための見回り調査を実施するとともに、飲食店予約サイトによるガイドライン遵守状況に関する情報の表示が進展していくよう働きかける。さらに、業界団体や自治体による独自の認定制度の構築や普及促進を働きかける。

- さらに、感染再拡大の防止に向けて、クラスターが発生している分野等

(飲食・職場など)を対象とした業種別ガイドラインについて、PDCA サイクルの考え方を活用しつつ、見直し・強化を図り、徹底する。

#### (AI シミュレーション)

- AI を活用したシミュレーション等による感染動向やワクチン接種の効果等の予測、スーパーコンピュータ富岳を用いた飛沫シミュレーション等を通じ、感染防止策を進化させる。

#### (新技術の導入)

- 3密回避を徹底するため、人が密集している場所を察知する技術や、ICT やロボット等を活用した無人化技術などの新技術を実証・導入する。  
また、AI カメラを用いたマスク着用状況等を把握する新技術の実証・導入によるマスク着用の徹底、二酸化炭素濃度測定器 (CO2 センサ) 等を活用した換気の見える化・自動化などを推進し支援する。  
これらを AI シミュレーションと併せて、イベント規制や飲食店など業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の見直しに活用する。

#### (クラスター対策の強化)

- 歓楽街などの感染拡大リスクが高い場において、通常時からの事業者・従業員等との信頼関係を構築し、情報共有を促進する。  
感染拡大の予兆を早期に探知するためにも、従業員や利用者等が気軽に相談・検査を受けられる体制の構築を図る。
- 感染拡大の予兆を検知した場合、速やかに当該エリア等において重点的 (地域集中的) な PCR 検査等を実施する。
- 都道府県労働局、労働基準監督署が実施する業務において、事業場における「取組の5つのポイント」を用いて取組状況を確認するとともに、取組が不十分な場合には、職場における感染防止対策の改善について支援・指導を行ってきており、この取組を一層進める。

#### (改正特措法の活用等による早期対応)

- 複数のクラスターが発生した場合、エリア・業種 (飲食店等) を限定した特措法第 24 条第 9 項に基づく営業時間短縮要請を機動的に実施する。
- その上で、特定エリアでの感染拡大が都道府県全域での拡大につなが

るおそれがある場合（ステージⅢ相当の地域を主として想定）には、「緊急事態措置」が必要となるような事態を避けるため、都道府県と連携しつつ、改正特措法に基づく「まん延防止等重点措置」を活用することにより、より強い営業時間短縮要請を実施し、早期に感染を封じ込める。

- 「まん延防止等重点措置」及び「緊急事態措置」の実施に当たっては、感染状況や地域の特性に応じ、基本的対処方針に沿って適切に行う。

## 2. 変異株対策の強化

変異株の流入を防ぎ、国内での感染拡大を防止するため、①水際措置、②サーベイランス体制、③感染拡大防止策、④普及啓発、⑤研究開発の5つの観点から取組を強化する。これにより、変異株を早期に探知し、積極的疫学調査と検査等によりクラスターの迅速な封じ込めを図るとともに、社会全体での変異株の感染拡大の防止を図る。

(※) 変異株については、昨年、英国や南アフリカ等で確認されて以来、世界各地で確認されている。変異株は、感染力の増大及び重篤度の増加の可能性が高いことが懸念されており、また、ワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている変異株もある。我が国でも、変異株のクラスターが増加傾向であり、大半は海外とのつながりがなく、諸外国と同様に変異株の占める割合が増加する可能性がある。

新型コロナウイルスのゲノム変異の状況を把握するため、国立感染症研究所において、国内の陽性検体についてゲノム解析を実施するとともに、変異株のリスク評価・分析を実施している。

### (水際措置)

- これまで、全ての入国者に対して、出国前と入国時の2回の検査により陰性であることを確認し、入国後14日間の自宅等での待機を求めている。  
加えて、変異株流行国からの入国者に対しては、①入国後3日間の指定施設における待機、②入国後3日目に追加の検査の実施、③入国後14日間の健康状態の確認等について国が設置する「入国者健康確認センター」がフォローアップを行う等の取組を進めている。
- 以下のとおり防疫措置を強化する。
  - ・相手国における変異株の流行状況や検疫における検査結果等に応じて、変異株流行国・地域に該当する国・地域を早期に拡大する。
  - ・入国者健康確認センターによるフォローアップについて、その対象を全

ての入国者へと拡大し、位置情報の確認やビデオ通話による状況確認、3日以上連絡が取れない等の場合の見回りの実施等を通じて、健康観察と自宅待機を徹底する。

- ・ 変異株流行国からの入国者に対し実施している入国後3日目の検査について、現在の抗原定量検査に代えて real time RT-PCR 検査を実施する。
- ・ 航空便の搭乗者数を抑制し、入国者総数を管理する。

#### (サーベイランス体制)

- 全国的な監視体制を強化する観点から、変異株スクリーニング検査での抽出割合を早期に40%程度まで引き上げて、変異株の感染者を積極的に確認するとともに、その感染者の周辺に幅広く検査を行う。今後、自治体の検査数等を定期的に把握していく。
- また、民間検査機関や大学等との連携を一層推進して変異株 PCR 検査・ゲノム解析を強化し、変異株の国内監視体制を強化する。

#### (感染拡大防止策)

- 変異株事例が発生した場合には、クラスター対策の専門家を派遣する等、自治体の取組を支援するとともに、HER-SYS も活用しつつ、積極的疫学調査や検査を徹底する。

#### (普及啓発)

- 国立感染症研究所による変異株の評価・分析を定期的に公表してきたが、「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」に変異株に関する説明を追加するなど、国民に対するわかりやすい情報提供を進める。

#### (研究開発)

- 大学、国立感染症研究所、国立国際医療研究センターが連携して、患者検体や臨床情報等を一体的に収集し、解析に着手する。そのデータ等を活用し、AMED 研究（公募）等で支援を行い、感染予防・重症化予防につながる新たな治療薬や検査キット、ワクチンの研究開発等につなげる。また、国立感染症研究所による変異株事例の疫学情報の評価、分析を推進し、今後の対策に活用していく。



### 3. モニタリング検査など感染拡大防止策の強化

感染拡大を防止するため、感染拡大の予兆を探知するモニタリング検査等の感染源対策、高齢者施設の従事者等に対する検査の集中的実施等の高齢者施設対策、保健所の体制強化を行う。

#### (戦略的な検査の実施)

- 行政検査、モニタリング検査、民間検査を、それぞれの特性を生かして有効に組み合わせて実施する。
- 民間検査については、国が年度内を目途に示す精度管理マニュアルを参考に適切な精度管理を行うとともに、提携医療機関を設定し医療機関への受診につなげ、陽性と診断された場合には保健所への報告が的確に行われるよう、改正感染症法による協力要請も活用し、社会経済活動及び感染拡大防止に資する取組が実施されるようにする。

#### (モニタリング検査)

- 繁華街・歓楽街等を中心に無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等（モニタリング検査）を行い、他の検査データ、SNS等のデータとともに分析し、感染拡大の予兆を探知する。このモニタリング検査を本年2月22日より開始し、今後、解除地域の繁華街・歓楽街、大学、空港、駅等で、まずは1日あたり1万件規模の実施を想定し、これらのデータ解析による感染症の流行・拡大の探知を踏まえ、検査やクラスター対策など早期対応を進める。

#### (保健所による積極的疫学調査の徹底)

- 各保健所では、昨年11月20日に厚生労働省の事務連絡（※1）で示した優先度を踏まえて積極的疫学調査に取り組んできたが、感染状況の改善に伴い改めて対応を強化していくことが必要であり、その際には変異株への対応も必要となる。このため、IHEATの積極的な活用も図りながら、変異株への対応といった観点も踏まえつつ、感染源の推定のためのいわゆる「深掘積極的疫学調査」（※2）を含めた積極的疫学調査の強化を図る。

（※1）「積極的疫学調査における優先度について」（11月20日付け事務連絡）

（1）患者の接触者の探索の調査や感染源の推定のための調査における行動歴の確認について、  
まず

- ① 重症化リスクのある者が多数いる場所・集団との関連
  - ② 地域の疫学情報等を踏まえ感染が生じやすいと考えられる（三密や大声を出す環境その他濃厚接触が生じやすい等）状況があったかを確認し、詳細な行動歴の聞き取り及び接触者の特定はこれらに関連するものを優先して実施すること
- (2) 感染源の推定のための調査対象期間は、発症の前 14 日間としているが、発症の前 7 日間における行動歴に関する調査を優先して実施すること
- (※2) 濃厚接触者等の探索のため患者の感染可能期間の行動歴等を調査する「前向き積極的疫学調査」に加えて行う、感染源の推定のため患者の発症前の行動歴等をさかのぼって調査する「後ろ向き積極的疫学調査」。

### **(高齢者施設の従事者等への積極的検査)**

- 本年 2 月より、緊急事態宣言が発出されていた 10 都府県において、感染多数地域における高齢者施設の従事者等に対する検査の集中的実施計画を策定し、3 月中までを目途に実施を進めている。計画に基づく検査を着実に実施するとともに、取組の好事例（頻度、検査方法等）等を示す。さらに、これらの都府県の歓楽街のある大都市はもとより、その他の自治体も地域の感染状況に応じ、4 月から 6 月にかけて、新たな集中的実施計画に基づく検査を実施する。

### **(高齢者施設等の感染制御、業務継続の支援)**

- 高齢者施設等において、感染が発生した場合には、早期収束を図ることが重要。各都道府県等で、高齢者施設等において感染者が一例でも確認された場合に、感染制御・業務継続支援チームが支援を行う体制を 3 月末までに構築する。また、研修の実施や実践例の展開により、チームの立上げ、レベルアップを促進し、対応力を強化する。これを通じて、感染発生時に専門家による適切な支援が受けられるようにし、感染制御を徹底し、施設機能の維持を図る。

### **(高齢者施設における研修やシミュレーションの実施)**

- 高齢者施設等において、昨年来、感染対策マニュアルを活用した感染対策、机上訓練シナリオ等を用いたシミュレーション、動画や e ラーニング、専門家の訪問による研修を実施してきている。事例集（実際の事例とそこから得られた感染対策のポイント）の展開などにより、この取組を一層進める。
- また、各高齢者施設等において感染症発生に備えた業務継続計画の策

定、シミュレーション（訓練）の実施、研修の受講を進め、対応力の向上を図る。（※）

（※）施設等の運営基準の改正により、令和3年4月からこれらの実施が努力義務化される。

### （保健所の体制強化）

- これまでの取組（※）に加え、今後も体制強化等を進めるため、感染者の入院・入所に当たっての対応や自宅療養者の健康観察等の各保健所業務の外部委託の活用、IHEATの積極的な活用、人材確保の好事例の横展開等を通じて保健所設置自治体の取組を支援していく。また、HER-SYSについて変異株に関する項目を追加しており、これに基づき、速やかに国・自治体間の情報共有・連携を図るとともに、健康フォローアップ等の機能も含めた活用の徹底を図る。中核市保健所等に対する、クラスター発生時等の専門家派遣等の体制支援の強化も進める。

（※）人員体制の強化については、都道府県単位での専門人材派遣の仕組み（IHEAT）について、昨年の1,200名から現在3,000名を確保したところであり、更なる増員を目指す、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を今後2年間で約900名（約1,800名から約2,700名）増員するための地方財政措置を講じる等の取組を進めている。

- さらに、感染拡大地域の保健所（特に中核市保健所等）に対して、国及び都道府県にて早期に支援ニーズを探知し、IHEATや自治体間の専門人材の応援派遣により、マネジメント体制構築と感染拡大防止のための積極的疫学調査の支援を進める。
- 保健所及び本庁において健康危機管理に対応する人材の育成を進められるように、健康危機マネジメント研修等（※）を通じて、国として支援をしていく。

（※）国において、教材開発・提供等の支援を含め、現場リーダー向け研修を実施。

## 4. ワクチン接種の着実な推進

発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的にワクチン接種を実施する。

### （接種スケジュール）

- 重症化リスクや医療提供体制の確保等を考慮し、医療従事者等への接種、次に、高齢者や基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種

と着実に進める。その後、それ以外の者に対し、ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ順次接種をできるようにする。

医療従事者等への先行接種については2月17日から開始し、その他の医療従事者等の接種についても3月1日の週から開始している。

また、高齢者向け接種については4月12日から開始し、段階的に拡大していき、4月26日の週には全市町村に配送する予定である。高齢者分の接種については6月いっぱいまでワクチンの出荷を完了できる見込みである。

(※) 上記の出荷スケジュールは、ファイザー社ワクチンの輸入に係るEUの承認がとれる前提のもの。

### (有効性・安全性に関する情報収集・提供)

- 国民がリスク・ベネフィットを踏まえて接種の判断をすることができるよう、ワクチンの有効性・安全性(※)に関する情報収集・情報提供を続ける。

その際、承認段階では確認されていない感染予防効果を含め、ワクチン接種の効果に関する国内外の情報を広く収集し、今後の感染拡大防止策の検討に活かす。

(※) 予防接種法等に基づく副反応疑い報告制度の運用のほか、先行接種者健康調査(約2万人の者に接種後観察日誌を記入してもらい、体温、接種部位反応、全身症状の有無、副反応疑い報告、因果関係を問わない重篤有害事象を調査)、接種後健康状況調査(1ワクチン約100万人を対象に、発熱、注射部位の発赤、腫脹、全身倦怠感等の有無を質問)等を実施。

## 5. 医療提供体制の充実

各自治体で今回の感染拡大局面で認識された課題を点検・改善し、次の感染拡大時に確実に機能する医療提供体制に進化させ、「相談・受診・検査」～「療養先調整・移送」～「転退院・解除」まで、一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用される流れを確保する。これまで、病床や人材の確保等に対して支援を行ってきたが、今後、必要な支援を引き続き実施する。

また、認知症、精神疾患、透析患者等の特別な配慮が必要な患者の受入体制の強化を図るとともに、医療機関における院内感染防止・発生時の感染制御の強化、治療法の標準化・均てん化の推進、後遺症の実態把握を併せて図る。重症化マーカーの普及を図るとともに、コロナ感染の流行によ

り増加が懸念されるフレイルや、認知症の対策に取り組む。

### **①相談・受診・検査体制**

- 緊急事態宣言解除後においても、地域の身近な医療機関で診療・検査を受けることができるよう、診療・検査医療機関の体制を維持する。
- 次の感染拡大に備え、高齢者施設の従事者等に対し積極的に検査を実施できる体制を整備するとともに、過去最大規模の新規感染者数が生じた場合も十分に検査ができるよう、国及び自治体の連携のもと、概ね4月中を目途に検査体制整備計画を見直す。
- また、重症化リスクの高い者が多い医療機関や高齢者施設等において従事者等に症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、迅速に検査を実施できるよう、従事者数等に応じた形で抗原簡易キットを配布する。

### **②実効性のある病床確保**

- 緊急事態宣言解除後においても引き続き病床・宿泊療養施設の確保に万全を期すとともに、感染者が短期間に急増する場合でも適切に対応できるよう、緊急的な患者対応を行う体制について検討し、早急に対応方針を定める。
- 次の感染拡大に備え、地域において、一般医療と新型コロナウイルスに対する医療との両立について改めて協議し、患者受入が実際に可能な新型コロナウイルス患者用の病床を最大限確実に確保する観点から、病床・宿泊療養・自宅療養の役割分担の徹底や総合的な調整体制の整備により病床活用を効率化した上で、必要とされる病床・宿泊療養施設を確保することとし、国及び自治体の連携のもと、医療関係者等と協議しつつ、5月中までに病床・宿泊療養施設確保計画を見直す。
- 計画の見直しに当たっては、医療機関の役割分担の徹底、潜在看護師の活用や全国的な医療従事者派遣を始めとした医療人材の確保、ICU等のゾーニング改修、診療報酬や介護報酬上の特例的な評価等を通じた後方支援医療機関や退院患者を受け入れる高齢者施設等の確保や転院支援の仕組みの導入等により、実効的に病床を確保・活用することを徹底する。また、感染性を有する期間に関する科学的知見に基づき改定された退院

基準について周知する。

- また、各都道府県で宿泊療養施設等の確保、療養先調整を含む都道府県調整本部・保健所と医療機関・高齢者施設等との連携、患者対応フローの確立等を推進する。
- 国が示す指標等に基づき、国及び自治体において、上記の病床確保・活用の状況及び感染状況を適切にモニタリングするとともに、感染拡大防止策に適時適切に反映させる。

### **③宿泊療養や自宅療養の改善**

- 宿泊療養が原則であることを改めて国から示した上で、患者急増時の対応を含め、入院・宿泊療養・自宅療養の振り分けの考え方を整理し、次の感染拡大に備え、地域ごとに必要な宿泊療養施設の確保を進める。
- 医療機関等と連携した積極的な宿泊療養の活用、積極的疫学調査と同時並行的に行う迅速な療養調整、患者の症状等に応じた宿泊療養施設の使い分け（健康管理強化型施設等）、消毒・清掃の運用・体制の見直しなど、宿泊療養の利活用促進に向けた好事例の横展開を行う。
- 重症化リスクへの対応を含め、パルスオキシメーターの確保、往診・オンライン診療・訪問看護等の活用など、宿泊療養・自宅療養を通じて適切な療養環境確保のための取組を推進する。

## 1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

(1) 今般の緊急事態宣言を踏まえ、以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

### ① 緊急事態宣言の影響を受ける事業主への迅速かつ円滑な支援

・ 地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店（大企業を含む）に対する協力金

解除された都府県： 1日4万円（経過措置、21時までの時短要請の場合）

それ以外の都道府県： 1日2万円

※ 地方公共団体の判断により、上記額の平均の範囲内で、事業規模の区分に応じて、協力金を支給することも可能

・ 飲食店の時短営業等の影響により売上の減少した中小事業者への一時金【3月8日申請受付開始】

（上限：個人30万円／法人60万円）

・ 感染防止対策を前提に事業再構築補助金や持続化補助金等の優先採択等【3次補正】

➤ 事業再構築補助金の特別枠の創設（事業規模に配慮）

➤ 持続化補助金（感染防止対策への支援強化）

・ イベントの開催制限により影響を受けた事業者等への支援【3次補正で拡充】

➤ キャンセル費用の支援（全国ツアーの一部である地方公演等も対象）【3月15日公表（地方公演等への適用部分）】

➤ J-LODlive補助金の運用改善（支援回数の見直し、つなぎ融資の創設）【3月18日公表】

・ 迅速な資金繰り支援（足元2週間以上の売上減少で要件を判断できるよう運用を柔軟化）【3次補正で拡充、4月まで】

## ② 企業の資金繰り支援等

- ・日本公庫等の実質無利子・無担保融資の無利子枠の拡充【1月22日以降順次措置済み(3次補正で拡充)】  
公庫(国民事業)等、民間:4,000万円→6,000万円 公庫(中小事業)等、商中:2億円→3億円  
※実質無利子・無担保融資について、民間は3月末まで、政府系は当面今年前半まで。
- ・日本公庫等・民間金融機関の既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応や本業支援の要請とフォローアップ(中堅企業向けについても要請)【1月19日に要請(中堅企業も含め、2月5日、3月8日に再度要請)】
- ・日本公庫等の劣後ローンの積極的活用【1月19日に要請(2月5日、3月8日に再度要請)】
- ・コロナの影響で経営環境が悪化した事業者に対するREVICの復興支援ファンド等の積極的活用【1月中に周知】
- ・**年度末に向けた資金繰り支援を中心とする金融面の対応策【早急にとりまとめ】**

## ③ 雇用支援・職業訓練の強化

- ・雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例、休業支援金・休業給付金の延長等【3次補正で拡充】
  - 現行の特例措置を4月末まで継続
  - 5~6月は原則的な措置を段階的に縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい大企業について特例を設ける。
  - 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・休業給付金の適用【2月26日申請受付開始】
- ・雇用対策パッケージ(在籍出向を支援する産業雇用安定助成金の活用等)による各種支援【3次補正で拡充】
- ・新たな雇用・訓練パッケージ(感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の導入等)の実行【2月12日公表】
  - さらに、**デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増し、訓練内容を多様化**。職業訓練受講給付金の特例措置(収入要件・出席要件)の活用による**受給者倍増**(約2.5万人を目標)【3月16日公表】
  - 職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ
- ・**介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度創設**
- ・一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施(オンデマンド型のオンライン訓練等)



#### ④ 生活困窮者等への支援

- ・雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例、休業支援金・休業給付金の延長等（再掲）
- ・緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付
  - 返済開始時期の令和4年3月末までの延長【1月8日公表】
  - 緊急小口資金や総合支援資金（初回、再貸付）の特例貸付を4月以降も継続（6月末まで）【3月16日公表】
  - 緊急小口資金の特例貸付に係る償還免除要件の明確化【2月2日】
  - 総合支援資金の特例貸付に係る償還免除要件の明確化（資金種類毎に住民税非課税世帯を一括償還免除）【3月16日公表】
  - 女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化（シフト減による収入の減少や養育費が減少した場合も対象）【3月16日通知】
- ・住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給を4月以降も継続（6月末まで）【3月16日公表】
- ・ひとり親世帯等への支援（上記を除く）【3月16日公表】
  - 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）の支給
  - 高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大
  - 償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付の創設
- ・自立相談支援機関によるきめ細かな生活支援相談の強化【3次補正で拡充】
- ・生活保護の扶養照会など弾力的な運用の周知・徹底【2月26日に通知発出】
- ・公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底【1月中に通知発出等】
- ・大学生等に向けた授業料等減免・給付型奨学金、食や住の支援等の各種支援策の周知・徹底  
【1月29日、3月5日に通知等発出。3月中に、学生が活用可能な支援策や、相談窓口によるきめ細かな支援を大学等に要請する旨の通知発出予定】
- ・生活が困窮する在留外国人の支援、情報発信・相談体制の強化【1月29日に公表】

## ⑤孤独・孤立、自殺対策等

- ・ 都道府県等の自殺防止対策（相談・情報発信）の強化【3次補正で拡充】
- ・ 地域包括支援センター等による一人暮らし高齢者への見守りの強化【1月29日に取組例の通知発出】
- ・ **NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等【3月16日公表】**
  - **NPO等が行うきめ細かな生活支援等や自殺防止対策（SNSを通じた相談等）の強化**（セーフティネット強化交付金、地域自殺対策強化交付金）
  - **フードバンクへの支援、子ども食堂等への食材提供に係る補助の拡充**
  - **NPO等が行う子供の居場所づくり（子ども食堂、学習支援等）に係る地方自治体への補助の拡充**  
（地域子供の未来応援交付金）
  - **NPO等が行う不安を抱える女性に寄り添った相談支援等に係る地方自治体への補助の拡充**  
（地域女性活躍推進交付金）
  - **公的賃貸住宅の空き住戸をNPO等へ低廉な家賃で貸与し、就労等を見据えた自立支援を行う  
仕組みの創設**
  - **NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充**

(2) 予期せぬ不足を生じた場合には、コロナ予備費により機動的に対応。

## 2. 経済対策の迅速かつ適切な執行（事業規模74兆円）

(1) 3次補正予算が成立したことから、経済対策（雇用下支え・創出効果60万人程度）を迅速かつ適切に執行。特に、公共事業については、自粛要請等の影響で事業が停滞する懸念もあり、感染症対策に万全を期すことを前提に、事業の円滑な執行を行う。地方独自の取組についても臨時交付金（地単分1兆円）を通じて後押し。

### ① 企業の事業再構築・資金繰り支援

- ・ 事業再構築補助金（1.1兆円）【3月中に公募開始予定（2月15日以降の支出を対象）】
- ・ 持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金（2,300億円）【持続化補助金:3月下旬公募開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）、ものづくり補助金:2月9日公募開始、IT導入補助金:4月上旬公募開始（1月8日以降に契約したものは遡及可能）】
- ・ サプライチェーン補助金（2,100億円）【3月12日公募開始】
- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資等（融資規模110兆円）【1月19日に通知発出】

### ② 公共事業の円滑な執行（国土強靱化1.7兆円、災害復旧等0.6兆円）

【1月28日通知発出】

- ・ 感染症対策を講じた場合に関係費を上乗せする、柔軟な契約変更の徹底

### ③ 協力要請の影響を受けた業種への重点的・効率的な支援

- 緊急事態宣言の解除後、感染状況を確認しながら、消費需要喚起策
  - ・ GOTOトラベル（残予算含め、1.4兆円の追加支援に対応）
  - ・ GOTOイート（残予算含め、500億円を追加配分）
  - ・ GOTOイベント等（残予算含め、1,500億円程度）
- 宿泊施設、飲食店、土産物店等の再生に向けた改修・廃屋撤去や経営革新支援（550億円）
- 地域公共交通の既存路線維持等のための重点的支援（150億円）

### ④ 雇用対策【在籍出向を支援する産業雇用安定助成金について1月1日から適用】

- 雇用対策パッケージ（産業雇用安定助成金の活用、業種・職種を越えた再就職支援等）による各種支援（再掲）

### ⑤ 生活困窮者対策・自殺対策等【2月1日に要綱発出】

- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による支援強化（140億円）

(2) 年度末を見据え、企業の資金繰り等にも十分留意して対応。

- ・ 官民金融機関等に改めて柔軟な対応を要請【3月8日】、年度末に向けた資金繰りを中心とする金融面の対応策【早急にとりまとめ】（再掲）

## 第23回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年3月18日（木）  
午後6時30分から  
場所：本庁舎5階 特別会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) 「感染拡大の抑え込みに向けた今後の取組」の実施状況について
- (3) 感染再拡大防止策について
- (4) 緊急事態宣言解除後の協力要請等について
- (5) その他

### 3 閉 会



## 【参考】政府の指標及び目安（千葉県の実況等）

項目	本日の数値 (3月17日)	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
医療提供体制等の負荷			
① 病床のひっ迫具合(病床全体) 最大確保病床の占有率	40.9%(491/1,200)	1/5(20%)以上	1/2(50%)以上
① 病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	36.1%(491/1,361)	1/4(25%)以上	—
① 病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 最大確保病床の占有率	11.1%(20/180)	1/5(20%)以上	1/2(50%)以上
① 病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	21.7%(20/92)	1/4(25%)以上	—
② 療養者数 人口10万人当たりの全療養者数	17.37人	15人以上	25人以上
監視体制			
③ PCR陽性率	5.80% (3月14日時点)	10%	10%
感染の状況			
④ 新規報告数	11.26人	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
⑤ 直近一週間と先週一週間の比較	0.97	直近一週間が 先週一週間より多い	直近一週間が 先週一週間より多い
⑥ 感染経路不明割合	47.0%(331/705)	50%	50%

注)②療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数



## 「感染拡大の抑え込みに向けた今後の取組」の実施状況について

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

### 1 県民・事業者への呼びかけの強化

#### (1) 感染防止対策の徹底を改めて呼びかけるため、業界団体、学校・関係機関等に対し、個別事業者、従業員や学生等への周知徹底を依頼

【これまでの主な実施内容】

- ・ 3月5日に業界団体や大学、市町村等に対し、個別事業者や学生、市民等への周知依頼を改めて実施

#### (2) 複数の媒体を活用した広報・啓発

【これまでの主な実施内容】

- 下記のとおり広報・啓発を実施
  - ・ 3月9日から3月11日に千葉日報に要請内容を掲載
  - ・ 3月13日にラジオCMを実施
  - ・ 3月15日からGoogle、Yahoo!にバナー広告を掲載
- 上記(1)にあわせて知事メッセージ動画のURLを送付

#### (3) 不要不急の外出自粛要請や営業時間短縮要請等に関して、引き続き、見回りや働きかけ活動を徹底

【これまでの主な実施内容】

- ・ 3月6日から3月11日に千葉市や船橋市などにおける飲食店見回り活動を実施し、営業時間短縮要請への協力要請を実施
- ・ 3月16日、17日に特措法第45条2項に基づき、28店舗の飲食店等に対し要請文書を発出

### 2 モニタリングの強化

#### (1) 変異株のモニタリングの強化（サンプリング検査の拡充）

【これまでの主な実施内容】

- ・ 衛生研究所における変異株PCR検査について、検査頻度を「週1回」から「週2回以上」に拡充

#### (2) 感染状況等の分析

【これまでの主な実施内容】

- ・ 感染拡大を早期探知するため、内閣府と連携を図りながら、学校や繁華街などで実施するモニタリング検査の実施に向け調整中
- ・ 保健所設置市の千葉市、船橋市及び柏市との連携会議を開催し、疫学情報などを共有
- ・ 高齢者施設等のクラスターに係る分析の実施

### 3 クラスター対策の強化

#### (1) モニタリングによるクラスター等対策チームの早期介入

【これまでの主な実施内容】

- ・ 3月7日から3月17日までに、モニタリングにより、陽性者が発生した3施設に対し、クラスター化前に早期にチームを派遣
- ※ 上記のほか、クラスターが発生したケース8件にチームを派遣

#### (2) クラスター等対策チームの拡充

【これまでの主な実施内容】

- ・ 改めて各医療機関の医師・看護師に対しチームへの参加を呼びかけ、3月17日時点で医師・看護師、国立感染症研究所での専門家研修修了者いわゆるFETPの合計103名でチームを形成

#### (3) 高齢者施設等におけるPCR検査の拡充（県内全域で実施）

【これまでの主な実施内容】

- ・ 3月末までに県内全域の高齢者施設等約3,600施設の従業者を対象として検査を実施することとし、3月15日までに709施設(22,399人)の検査を実施し、9名の陽性者を確認(陽性率0.04%)。陽性者を直ちに隔離し、感染拡大を未然に防止

### 4 医療提供体制の充実

#### (1) 医療従事者へのワクチン接種の開始

【これまでの主な実施内容】

- ・ 202,528人を対象に3月3日から接種開始

#### (2) 休日・夜間輪番体制の充実

【これまでの主な実施内容】

- ・ 1日当たり最大3病院の体制に拡充した「夜間輪番体制」について、適切に運用

#### (3) 自宅療養者の外来・往診体制整備

【これまでの主な実施内容】

- ・ 自宅・ホテル療養者の容態に応じて、外来・往診を行う体制の整備、運用の開始

#### (4) 後方支援医療機関の活用

【これまでの主な実施内容】

- ・ 後方支援医療機関94病院(177床)を確保し、2月1日から2月末までに93名、3月1日から3月12日までに30名転院
- ・ 老健施設80施設において、退院基準を満たす患者の受入れ協力開始

#### (5) 宿泊療養施設の十分な活用

【これまでの主な実施内容】

- ・ 原則として宿泊療養を推奨することを保健所へ再周知

※ 確保病床数の増加

3月5日時点1,264床 → 3月18日時点1,361床

# 感染再拡大防止策について

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言の解除後において、感染再拡大防止のため、基本的対処方針等諮問委員会の見解を踏まえ、下記の事項への対応を強化していく。

## 1 継続した協力要請の実施

- (1) 不要不急の外出自粛や営業時間短縮に係る協力要請の実施
- (2) 国と一体となった広報・啓発活動の実施

## 2 モニタリングの体制強化等

- (1) 保健所設置市（千葉市、船橋市、柏市）との疫学情報の共有化による感染拡大予兆の探知
- (2) 繁華街や学校等における感染拡大を早期探知するためのモニタリング検査の実施
- (3) 人流の多い地域の保健所における深掘積極的疫学調査（※）の実施  
※ 隠れた感染源としての「見えにくいクラスター」を  
探知するための疫学調査
- (4) 保健所の体制強化（人材育成・確保、専門家受入れ、ICT化の推進）

## 3 クラスタ予防対策の強化

- (1) 県内全域の高齢者施設等における従業員へのPCR検査の実施
  - ・ 3月末までに県内全域を対象に1回実施
  - ・ 4月以降についても当面、定期的に実施
- (2) 高齢者施設等における感染症リーダーの設置等の検討
- (3) 高齢者施設等に対する見回り指導や感染症リーダー研修等の実施

## 4 「変異株」への対応の強化

- (1) 監視体制の強化
  - ・ 新規陽性者数に占めるスクリーニング検査割合の引き上げ
- (2) 積極的疫学調査の徹底

## 5 医療提供体制の更なる充実

※ 次の波に備え、医療機関の役割分担を定め、県内全ての医療機関に対し通知文を発出

## 6 ワクチン接種の適切な実施

- (1) 医療従事者への接種継続
- (2) 高齢者をはじめとした住民への接種開始

# 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の役割分担について

令和3年3月18日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

次の波に備えて、県内全ての医療機関で新型コロナウイルス感染症に立ち向かっていただくため、各医療機関の機能に応じた役割として、以下の事項を依頼しています。

## 第1 病院

### 1 全ての病院に対する依頼

#### (1) 平時の感染防止策

医療機関に求められる感染防止策を平時から徹底すること。

特に、自院で入院中の患者が発熱した際には、必要に応じて検査を実施すること。

#### (2) 退院基準を満たし通常医療（入院医療）の提供を必要とする患者への対応

退院基準を満たした者については、一般患者と同様に入院医療を提供すること。

### 2 病院の機能に応じた依頼

#### (1) 入院医療

##### ア 災害拠点病院（27病院）

下記項目のいずれかを満たすように入院医療体制を整備すること。

○ 新型コロナウイルス感染症患者用病床を一般病床数の5%以上確保すること。

○ 新型コロナウイルス感染症重症患者用病床を一般病床数の1%以上確保すること。

※ 地域の入院医療体制として上記項目のいずれかを満たす形でもよい。

##### イ 救急告示病院（146病院）

200床以上の一般病床数を持つ病院（災害拠点病院を除く33病院）においては、

新型コロナウイルス感染症患者用病床を一般病床数の3%以上確保すること。

また、特に夜間の緊急搬送調整が困難になっていることから、新型コロナウイルス感染症患者用病床を確保する病院においては、夜間の患者受入れを行うこと。

##### ウ 大学病院（11病院）

大学病院のうち、400床以上の病床を持ち、医科である病院（8病院）においては、

災害拠点病院に準じて対応すること。

※ ア、イ及びウには、重複する病院を含みます。

#### (2) 外来医療

##### ア 発熱患者等の外来診療を行う病院

外来診療の結果、新型コロナウイルス感染症を疑う場合に検査を実施すること。

##### イ 救急告示病院（146病院）

発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈している救急患者であっても対応すること。また、救急患者が新型コロナウイルス感染症に罹患していることが判明した場合に備えて、個室を用意すること。

## 第2 診療所 << 新規 >>

### 1 全ての診療所に対する依頼

一般患者においても新型コロナウイルス感染症を含む感染症の罹患が判明することあることから、医療機関に求められる感染防止策を平時から徹底すること。

### 2 診療所の機能に応じた依頼

それぞれの診療所が持つ機能に応じて新型コロナウイルス感染症に係る医療に対応いただくため、以下の事項を依頼しています。

#### (1) 例年発熱患者に対応している診療所（内科や小児科、外科等）

かかりつけ患者が発熱した場合に外来診療を行うこと（発熱外来の指定を受けること）。

かかりつけ患者が新型コロナウイルス感染症に感染し、在宅療養になった場合に電話診療又はオンライン診療を行うこと。

外来診療の結果、新型コロナウイルス感染症を疑う場合に検査を実施すること。

#### (2) 透析クリニック（55診療所）

かかりつけ患者が新型コロナウイルス感染症に感染し、在宅療養になった場合に継続して透析治療を行うこと。

#### (3) 在宅療養支援診療所（383診療所）

当該診療所を中心として、患家の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保している等の要件を満たし、地方厚生（支）局長に届け出て認可を受ける「在宅療養支援診療所」においては、かかりつけ患者が新型コロナウイルス感染症に感染し、在宅療養になった場合に継続して訪問診療を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症に感染し、在宅療養になった患者について、県又は保健所設置市からの依頼に応じて、往診を行うこと。



# 案

令和3年3月18日  
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和3年3月18日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、千葉県を含む4都県を指定していた緊急事態宣言を3月21日までで解除することを決定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

### 1 基本的対処方針の概要 <<解除に伴う変更>>

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とする。
- 再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や、公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、迅速かつ適切に取組の強化を図るものとする。

### 2 県における基本的な考え方 <<解除に伴う変更>>

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策を継続する。
- ③ 再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、迅速かつ適切に取組の強化を図る。
- ④ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととし、地域は千葉県全域とする。

### 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について 【第24条9項】

《根拠条項、内容の変更及び項目の追加》

#### (1) 県民の皆様へ

##### ○ 年度末等に向けて行われる行事等の注意 ～歓送迎会などは自粛～

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものは、親族等での集まりも含めて、自粛してください。花見時期における、県管理の屋外施設での宴会等は、自粛をお願いします。

卒業旅行も、自粛するようお願いします。

卒業式等の行事は、感染防止策を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保するなど、適切な開催方法を検討してください。

特に、より多くの人が集まる行事、例えば大学の卒業式は、適切な開催の在り方を慎重に判断してください。

##### ○ 不要不急の外出自粛を徹底 ～昼夜を問わず、徹底！～

日中も含め、不要不急の外出・移動は自粛してください。特に、**21時以降**の不要不急の外出の自粛を徹底してください。

また、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えてください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

##### ○ 基本的な感染対策を徹底 ～会話するときはマスクを着用～

「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL: [https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01\\_10points.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf)

「新しい生活様式の実践例」

URL: [https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02\\_new\\_life\\_style.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf)

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti32.html>

##### ○ 飲食時の注意 ～昼夜や場所を問わず黙食・**少人数**で～

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

同居家族以外ではいつも近くにいる人と、少人数でお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

換気が良く、座席間の距離も十分で、適切な大きさの亚克力板も設置され、混雑していない店を選び、食事は短時間で、深酒をしないようにお願いします。

## ○ カラオケの利用の際の注意 ～マスク等の着用を～

カラオケが設置されているお店の利用にあたっては、感染防止対策の徹底を確認し、歌唱中のマスク等の着用、マイクの都度の消毒など、対策の徹底をお願いします。

また、適切な換気等、お店から求められる感染防止策に協力してください。

## (2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ

期間：令和3年3月22日（月）から当面4月11日（日）まで

※4月12日（月）以降については、国の通知により延長する可能性があります。

- イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。
- 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。
- 開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。

・ 収容定員が設定されている場合は

「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方。

・ 収容定員が設定されていない場合は「10,000人」。

※ 上記の人数制限の基準は、原則として令和3年3月18日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。準備が間に合わない場合は、遅くとも令和3年3月23日以降に新規で販売される入場券等に適用してください。

※ 上記以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

## (3) 事業者の皆様へ

### ① 県内全域の「飲食店<sup>\*1</sup>」・「遊興施設<sup>\*2</sup>のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」の皆様へ

期間：令和3年3月22日（月）から当面3月31日（水）まで

※4月1日（木）以降については、延長する可能性があります。

- 「21時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から20時までとしてください。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。

食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

○ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

特に、以下の事項に留意してください。

- ・ 徹底した換気を行ってください。
  - ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準(1000ppm)を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
  - ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- ・ 「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上(目安1~2m)確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽版(アクリル板等)を設置するなどの工夫をしてください。
- ・ 店内での会話の声が大きくなならないようBGMの音量を最小限にするなどの工夫をしてください。
- ・ 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。
- ・ 店舗入口及び店内に、「食事中以外はマスクの着用をお願いします」「発熱や咳などの異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく」旨を掲示してください。

※ 原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。  
※ 申請方法、必要書類については、別途、発表しますが、協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

② 県内全域の事業者等の皆様へ

- 職場への出勤は、外出自粛等の要請対象からは除かれるものですが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進してください。
- 21時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制してください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組(マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等)や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等)に注意す

るよう、周知してください。

- 街頭の電飾などのイルミネーションは早めに消灯するようお願いします。
- 飲食につながる会合は、自粛してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン\*が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。
  - ※ 業種別のガイドライン  
(内閣官房ホームページ) <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
  - ※ 「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」  
(千葉県ホームページ)  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>
  - ※ 「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～」  
(千葉県ホームページ)  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti32.html>

#### 4 特措法に基づく要請とあわせたお願いについて 《内容の変更》

##### (1) 飲食店以外の施設の皆様へ

- ① 対象：運動施設又は遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）

期間：令和3年3月22日（月）から当面3月31日（水）まで

※4月1日（木）以降については、延長する可能性があります。

- 「21時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から20時までとしてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。
- 収容人数が5,000人を超えるような大規模施設にあっては、イベントの開催制限と同様の上限人数としてください。
  - ※ 上記の人数制限の基準は、原則として令和3年3月18日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。準備が間に合わない場合は、遅くとも令和3年3月23日以降に新規で販売される入場券等に適用してください。

- ② 対象：遊興施設\*（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、物品販売業を営む店舗（1,000平米超・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生



医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く)、サービス業を営む店舗(1,000平米超・生活必需サービスを除く)

期間：令和3年3月22日(月)から当面3月31日(水)まで

※4月1日(木)以降については、延長する可能性があります。

- 「21時から5時」は営業しないでください。
  - 酒類を提供する場合は11時から20時までとしてください。
  - 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。
- ※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、お願いの対象から除きます。

## (2) イベント主催者の皆様へ

施設の管理者の皆様へ、21時までの営業短縮をお願いしていることを踏まえ、イベント主催者の皆様も21時までの開催に御留意いただくようお願いいたします。

## 5 その他の事項 《変更なし》

- ① 「GoToイート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけを継続します。(当面の間)  
なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。  
※ 食事券の利用期限は6月30日までとされています。
- ② 「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止を継続します。(当面の間)  
なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。  
宿泊優待券の利用期限は「令和3年6月30日チェックアウトまで」です。

**【問い合わせ先】**

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL043-223-4318

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL043-223-4318

ただし、協力金の申請手続に関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL043-223-2709

一般問い合わせ（専用コールセンター） TEL0570-003-894

Go To イートに関する事（5①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL043-223-2790

一般問い合わせ（Go To イート千葉県事務局） TEL0570-052-120

ディスカバー千葉に関する事（5②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL043-223-2484

一般問い合わせ（一般コールセンター） TEL0570-054-389

## 県有施設の利用制限の緩和について

令和3年3月18日

総務部

令和3年3月18日、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での議論を経て決定された本県の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について」を踏まえ、次のとおり県有施設の利用制限を変更します。

### 記

- 1 利用を再開する施設について  
文書館、博物館、美術館など
- 2 利用時間短縮などの制限を緩和する施設について  
文化会館、幕張メッセ、青少年教育施設、図書館など

※ 各施設の利用制限の状況は、別添のとおりです。  
なお、今後の感染状況によって、変更する場合があります。

担当：総務部 行政改革推進課  
電話：043-223-2046



# 県有施設の利用制限緩和（解除）の状況（令和3年3月18日現在）

○3月22日（月）から再開・制限緩和をする施設

## 1 現在休館しているが、宣言解除にあたり利用を再開する施設

全体No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	制限緩和（解除）後の内容	制限緩和（解除）前の内容
1	総務部	政策法務課 043-223-2152	千葉県文書館	ビデオ視聴室は閉鎖	全面休館（ただし、以下のサービスは継続） ・HPでの資料検索 ・郵送による有償資料の頒布 ・電話等によるレファレンス
2	総合企画部	男女共同参画課 043-223-2379	千葉県男女共同参画センター	一部利用制限あり	全面休館（ただし、以下のサービスは継続） ・図書、映像資料、行政資料に係るレファレンス及び郵送による貸出 ・相談事業
3	防災危機管理部	防災政策課 043-223-2176	千葉県西部防災センター	一部利用制限あり	全面休館
4	環境生活部	自然保護課 043-223-2056	自然公園施設 大房岬自然公園施設	全面再開	一部休館（休業）
5	環境生活部	くらし安全推進課 043-223-2292	千葉県消費者センター	研修室及び研修ホールは入室人数の制限あり	一部休館（休業） ①研修室及び研修ホール（緊急事態宣言の間） ②閲覧室（緊急事態宣言の間） ③来所相談（緊急事態宣言の間は原則休止・電話相談は通常どおり実施）

## 2 利用制限を緩和する施設

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	制限緩和（解除）後の内容	制限緩和（解除）前の内容
1	健康福祉部	障害者福祉推進課 043-223-2340	千葉県障害者スポーツ・ レクリエーションセン ター	利用時間の短縮を解除 (9時～20時⇒9時～21時)	営業時間を午後8時までに短縮
2	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 千葉県文化 会館	・イベント開催制限を遵守する。 ・21時までに利用を終えるよう要請 する(チケット販売済のものを 除く。)	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予 約が行われている場合は対象外とす る。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請す る(チケット販売済のものを除 く。)
3	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 千葉県東総 文化会館	・イベント開催制限を遵守する。 ・21時までに利用を終えるよう要請 する(チケット販売済のものを 除く。)	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予 約が行われている場合は対象外とす る。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請す る(チケット販売済のものを除 く。)
4	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 千葉県南総 文化ホール	・イベント開催制限を遵守する。 ・21時までに利用を終えるよう要請 する(チケット販売済のものを 除く。)	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予 約が行われている場合は対象外とす る。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請す る(チケット販売済のものを除 く。)
5	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 青葉の森公園 芸術文化ホール	・イベント開催制限を遵守する。 ・21時までに利用を終えるよう要請 する(チケット販売済のものを 除く。)	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予 約が行われている場合は対象外とす る。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請す る(チケット販売済のものを除 く。)
6	商工労働部	経済政策課 043-223-2733	幕張メッセ国際展示場 (日本コンベンション センター国際展示場)	・集客イベントについては、21時以 降の使用制限。 ・イベント開催制限を遵守する。 ・予約の無い日は施設入口を閉鎖 する。	・休館しない(感染拡大防止措置を講 じた上で運営継続)。 ・イベント開催制限を遵守する。 ・予約の無い日は施設入口を閉鎖す る。 ・集客イベントについては、20時以降 の使用を制限する。

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	制限緩和（解除）後の内容	制限緩和（解除）前の内容
7	商工労働部	産業振興課 043-223-2718	東葛テクノプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室等については、21時以降の使用制限。</li> <li>・イベント開催制限を遵守する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休館しない（感染拡大防止措置を講じた上で運営継続）。</li> <li>・イベント開催制限を遵守する。</li> <li>・会議室等については、20時以降の使用を制限する。</li> </ul>
8	商工労働部	企業立地課 043-223-2443	かずさアカデミアホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21時以降の使用制限。</li> <li>・イベント開催制限を遵守する。</li> <li>・予約の無い日は施設入口を閉鎖する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休館しない（感染拡大防止措置を講じた上で運営継続）。</li> <li>・イベント開催制限を遵守する。</li> <li>・予約の無い日は施設入口を閉鎖する。</li> <li>・20時以降の使用を制限する。</li> </ul>
9	農林水産部	担い手支援課 043-223-2904	農業大学校	部活動の再開 (春休み期間のため、実際の部活動の再開時期は4/8入学式以降となる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休校せずに運営</li> <li>・部活動は中止</li> </ul>
10	農林水産部	森林課 043-223-2947	内浦山県民の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間の制限を解除(9時～20時⇒9時～21時)</li> <li>・イベント等については個別に対応を検討する。</li> </ul>	<p>引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。 【20時以降の利用制限】 下記施設について、20時以降の利用を制限する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化体育館</li> <li>・会議室</li> </ul> <p>* 宿泊棟の食堂（飲食提供）は通常営業時間が20時まで</p>
11	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930	富津公園	利用時間の短縮を解除 (9時～20時⇒9時～21時)	21時までの利用を20時までに短縮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・野外劇場</li> <li>・屋内プール</li> <li>・トレーニング室</li> </ul> (緊急事態宣言の間)
12	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930	館山運動公園	利用時間の短縮を解除 (9時～20時⇒9時～21時)	21時までの利用を20時までに短縮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館</li> <li>・庭球場</li> <li>・トレーニング室</li> <li>・会議室</li> </ul> (緊急事態宣言の間)
13	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930	柏の葉公園	利用時間の短縮を解除 (9時～20時⇒9時～21時)	21時までの利用を20時までに短縮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館</li> <li>・総合競技場</li> <li>・庭球場</li> <li>・茶室</li> <li>・トレーニング室</li> <li>・会議室</li> </ul> (緊急事態宣言の間)

○3月23日(火)から再開・利用緩和をする施設

1 現在休館しているが、宣言解除にあたり利用を再開する施設

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	制限緩和(解除)後の内容	制限緩和(解除)前の内容
1	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立房総のむら	一部利用制限あり	臨時休館
2	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館 本館	・同時入館者数の制限や体験型展示等に 利用制限あり ・開館時間は10時～16時30分	臨時休館
3	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館 大利根分館	同時入館者数の制限や体験型展示等に 利用制限あり	臨時休館
4	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館 大多喜城分館	同時入館者数の制限や体験型展示等に 利用制限あり	臨時休館
5	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館 分館海の博物館	同時入館者数の制限や体験型展示等に 利用制限あり	臨時休館
6	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立関宿城博物館	同時入館者数の制限や体験型展示等に 利用制限あり	臨時休館
7	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立美術館	同時入館者数の制限や体験型展示等に 利用制限あり	臨時休館
8	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立現代産業科学館	・同時入館者数の制限や体験型展示等に 利用制限あり ・開館時間は9時～15時30分	臨時休館

## 2 利用制限を緩和する施設

全体No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	制限緩和（解除）後の内容	制限緩和（解除）前の内容
1	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立手賀の丘少年 自然の家	新規予約受入れ再開 (利用人数や一部施設等の利用制限あり)	利用者の人数を制限するなどして開所する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。
2	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立水郷小見川少年 自然の家	新規予約受入れ再開 (利用人数や一部施設等の利用制限あり)	利用者の人数を制限するなどして開所する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。
3	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立君津龜山少年 自然の家	新規予約受入れ再開 (利用人数や一部施設等の利用制限あり)	利用者の人数を制限するなどして開所する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。
4	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立東金青年の家	新規予約受入れ再開 (利用人数や一部施設等の利用制限あり)	利用者の人数を制限するなどして開所する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。
5	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立鴨川青年の家	新規予約受入れ再開 (利用人数や一部施設等の利用制限あり)	利用者の人数を制限するなどして開所する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。
6	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	さわやかちば県民プラザ	利用時間の短縮を解除 (9時～17時⇒9時～21時) 新規予約受入れ再開 (利用人数や一部施設等の利用制限あり)	閉所時間を21時から17時とする。 ただし、予約済みの利用は可能。 1月8日～新規予約受入れ中止。
7	教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立中央図書館	利用時間の短縮を解除 (9時～17時⇒9時～19時) 入館人数や滞在時間等の利用制限あり	①館内滞在人数を制限(継続) ②閉館時間を2時間短縮(平日9時～19時⇒9時～17時)
8	教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立西部図書館	利用時間の短縮を解除 (9時～17時⇒9時～19時) 入館人数や滞在時間等の利用制限あり	①館内滞在人数を制限(継続) ②閉館時間を2時間短縮(平日9時～19時⇒9時～17時)
9	教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立東部図書館	利用時間の短縮を解除 (9時～17時⇒9時～19時) 入館人数や滞在時間等の利用制限あり	①館内滞在人数を制限(継続) ②閉館時間を2時間短縮(平日9時～19時⇒9時～17時)
10	教育庁	学習指導課 043-223-4052	総合教育センター	研修参加人数等の利用制限あり	一部休業(集合研修なし)
11	教育庁	体育課 043-223-4106	千葉県総合スポーツ センター	利用時間の短縮を解除 (9時～19時⇒9時～21時) 新規予約受入れ再開 (利用人数や一部施設等の利用制限あり)	営業時間の短縮 9時～21時⇒9時～19時 新規予約の停止

# 感染拡大防止のための市民の皆様へのお願い

令和3年3月

緊急事態宣言が解除されましたが、感染の再拡大が生じないように、一人一人の取組が必要です。謝恩会・歓送迎会・お花見・春休みの外出等のシーズンを迎えていますが、特に、同居家族以外の方との会食や飲食・ホームパーティー・旅行は控えましょう。

## 外出は

- ✓ 日中も含め、不要不急の外出・移動は自粛してください
- ✓ 特に21時以降は避けて
- \* 生活や健康の維持のために必要なものは自粛の対象外

## 食事は

- ✓ 混雑していない場所で
- ✓ 短時間で
- ✓ お酒は控えめに
- ✓ 大声を出さない
- ✓ 感染対策のできているお店で
- ✓ 会話の際はマスク着用

### 良い例

- ・家族でランチをする際に、混雑していない、感染対策のできているお店を選んだ。
- ・公園の桜が満開だったので、友人と散歩をしながら桜を楽しんだ。



### 悪い例

- ・転勤する同僚の送別会で、同じ部署のみんなで飲食をした。
- ・卒業式のあと、友人の家やお店に数人で集まって卒業パーティーをした。
- ・友人と公園に集まり、お酒や食べ物を持ち込んでお花見をした。



## 高齢者施設等従事者向けPCR検査集中実施事業について（第2報）

### <事業概要>

#### 1 目的

高齢者施設等における新型コロナウイルスの感染を早期に発見し、施設等での感染拡大を防ぐため、従事者に対するPCR検査を集中的に実施するもの。

#### 2 対象者

市内の「高齢者施設・事業所」、「障害者施設・事業所」、「保護施設」の全ての従事者  
(約2,000カ所、約27,000人)

入所施設だけでなく、通所、訪問、ケアマネ事業所など全てのサービスの従事者が対象。

#### 3 検査の流れ

(1) 市が協定を締結した検査機関が事業所からの検査申込みを受け、当日又は翌日に検査キットを事業所に送付。

(2) 事業所は、従事者の検体を検査機関に送付。

(3) 検査機関は、検体受領後24時間以内に検査結果を事業所に通知。

(検査申し込みから最短で3日で通知される。)

※全ての従事者が1回は検査を受けるよう促していく。

#### 4 実施期間

令和3年3月1日(月)～令和3年3月31日(水)

### <実績> ※3月18日時点

日付	申込状況			検査結果状況		
	申込事業所数 (延べ数)	申込者数	うち、入所系 施設従事者	陽性	陰性	検査中又は 検体未提出分
3月17日	1,196	21,953	10,279	3	10,298	11,652

※ 上記申込事業所のうち、重複は10%程度となっており、約1,000事業所が申込みを行っている。

令和3年3月19日

## 投票所における感染症対策について

3月21日執行の千葉県知事選挙・千葉市長選挙・千葉市議会議員若葉区選挙区補欠選挙の投票所・期日前投票所では、アルコール消毒液や飛沫感染防止シートの設置、投票記載台の定期的な消毒やこまめな換気などの感染症対策に取り組んでいます。

なお、有権者の皆様には以下の点をお願いしています。

- ・マスクの着用、咳エチケット、来場前後の手洗いにご協力ください。
- ・投票には、持参した鉛筆などを使用できます。
- ・投票所では、周りの方と距離を保つようお願いいたします。

### 投票所内での感染症対策に取り組んだうえで 選挙を実施しています。

千葉市・区選挙管理委員会では、投票所及び期日前投票所における新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいます。  
投票所にお越しの際は、感染症対策へのご協力をお願いします。

#### 投票所の感染症対策

投票所では入口にアルコール消毒液を設置し、こまめに換気します。



飛沫感染防止用のビニールシートを設置します。



投票記載台は間隔を空けて配置し、定期的に消毒を行います。



管理者、立会人及び投票所職員はマスクを着用します。



#### 有権者の皆様へのお願い

- マスクの着用、咳エチケット、来場前後の手洗いにご協力ください。
- 投票には、持参した鉛筆などを使用できます。
- 投票所では、周りの方と距離を保つようお願いいたします。

#### 混雑時間帯を避けた来場や期日前投票の利用をご検討ください

- 新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、天災や悪天候と同様に、期日前投票ができる事由とされています。
- 選挙特集ホームページで過去の投票所・期日前投票所の混雑状況を掲載しています。

千葉市 県知事・市長選挙特集

検索